

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

茅ヶ崎市教育委員会教育長 竹内 清

茅ヶ崎市教育委員会規則第1号

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年茅ヶ崎市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次に掲げる場合」を「懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合」に改め、同条各号を削る。

別表第1中

円	円
5,691	13,207
6,194	14,410
6,574	17,067
6,782	19,457
7,139	21,258
7,212	22,444
7,109	24,625
6,698	24,863
5,651	21,245
3,980	15,827
3,980	13,207

を

円	円
5,872	13,442

6, 380	14, 842
6, 712	17, 619
7, 078	20, 649
7, 268	21, 971
7, 433	22, 886
7, 290	24, 916
6, 975	25, 385
5, 860	21, 314
4, 060	16, 075
4, 060	13, 442

に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第24条、附則第2項、第3項、第7項関係）

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
平成2年10月1日から平成3年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.41	1.38	1.32	1.23	1.13	1.07
	学校薬剤師の率	1.64	1.53	1.36	1.29	1.21	1.11
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.26	1.33	1.27	1.19	1.10	1.04
	学校薬剤師の率	1.45	1.46	1.31	1.25	1.17	1.07
平成4年4月1日から平成5年	学校医及び学校歯科医の率	1.19	1.27	1.22	1.15	1.07	1.01

3月31日まで	学校薬剤師の率	1.35	1.36	1.24	1.19	1.13	1.04
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.14	1.23	1.19	1.12	1.04	0.99
	学校薬剤師の率	1.28	1.31	1.20	1.16	1.10	1.02
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.11	1.20	1.16	1.10	1.02	0.97
	学校薬剤師の率	1.26	1.28	1.18	1.14	1.08	1.00
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.10	1.19	1.15	1.08	1.01	0.96
	学校薬剤師の率	1.24	1.26	1.16	1.12	1.07	0.99
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.12	1.08	1.04	0.97	0.93	0.90
	学校薬剤師の率	1.26	1.22	1.15	1.10	1.04	0.97
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.11	1.06	1.02	0.96	0.92	0.90
	学校薬剤師の率	1.24	1.20	1.13	1.09	1.03	0.96
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.10	1.05	1.01	0.95	0.91	0.89
	学校薬剤師の率	1.24	1.19	1.12	1.08	1.02	0.95
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.09	1.04	1.01	0.95	0.91	0.89

まで	学校薬剤師の率	1.23	1.18	1.11	1.07	1.02	0.95
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.09	1.04	1.01	0.95	0.91	0.89
	学校薬剤師の率	1.23	1.18	1.11	1.07	1.02	0.95
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.09	1.04	1.01	0.95	0.91	0.89
	学校薬剤師の率	1.23	1.18	1.11	1.07	1.02	0.95
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.09	1.04	1.01	0.95	0.91	0.89
	学校薬剤師の率	1.23	1.18	1.11	1.07	1.02	0.95
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.11	1.07	0.98	0.97	0.93	0.91
	学校薬剤師の率	1.26	1.21	1.10	1.09	1.04	0.97
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.12	1.08	0.99	0.98	0.94	0.92
	学校薬剤師の率	1.26	1.22	1.11	1.10	1.05	0.98
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.12	1.08	0.99	0.98	0.94	0.92
	学校薬剤師の率	1.26	1.22	1.11	1.10	1.05	0.98
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.12	1.08	0.99	0.98	0.94	0.92
	学校薬剤師の率	1.26	1.22	1.11	1.09	1.05	0.98

	率						
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.11	1.07	1.04	1.03	1.02	1.01
	学校薬剤師の率	1.25	1.21	1.11	1.09	1.05	1.01
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.11	1.07	1.04	1.03	1.02	1.01
	学校薬剤師の率	1.25	1.21	1.11	1.09	1.05	1.01
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.11	1.07	1.04	1.03	1.02	1.01
	学校薬剤師の率	1.25	1.21	1.11	1.09	1.05	1.01
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.11	1.07	1.04	1.03	1.02	1.01
	学校薬剤師の率	1.25	1.21	1.11	1.09	1.06	1.01
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.11	1.07	1.04	1.03	1.02	1.01
	学校薬剤師の率	1.25	1.21	1.11	1.09	1.06	1.02
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.17	1.13	1.13	1.14	1.13	1.12
	学校薬剤師の率	1.31	1.31	1.20	1.18	1.15	1.10
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.17	1.13	1.13	1.14	1.13	1.12
	学校薬剤師の率	1.31	1.31	1.20	1.18	1.15	1.10

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.11	1.07	1.04	1.03	1.02	1.01
	学校薬剤師の率	1.11	1.07	1.02	1.00	0.99	0.99
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.10	1.07	1.04	1.02	1.01	1.01
	学校薬剤師の率	1.10	1.07	1.04	1.02	1.01	1.01
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.09	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01
	学校薬剤師の率	1.08	1.06	1.03	1.01	1.01	1.01
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.08	1.05	1.03	1.01	1.01	1.01
	学校薬剤師の率	1.08	1.05	1.03	1.01	1.01	1.01
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.07	1.05	1.03	1.01	1.01	1.01
	学校薬剤師の率	1.07	1.05	1.03	1.01	1.01	1.00
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.07	1.04	1.02	1.01	1.01	1.00
	学校薬剤師の率	1.07	1.04	1.02	1.01	1.00	1.00
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.00
	学校薬剤師の率	1.06	1.04	1.02	1.01	1.00	1.00

令和3年4月1日 から令和4年 3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.00
	学校薬剤師の 率	1.06	1.04	1.02	1.01	1.00	1.00
令和4年4月1日 から令和5年 3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.00
	学校薬剤師の 率	1.06	1.04	1.02	1.01	1.00	1.00
令和5年4月1日 から令和6年 3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00
	学校薬剤師の 率	1.04	1.03	1.02	1.01	1.00	1.00

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。
- 3 改正後の別表第5の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成2年10月から令和6年3月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成2年10月1日から令和6年3月31日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。